

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和8年9月17日適当と決定し、その関係書類を県のウェブサイトにおいて同年10月9日から同月29日まで縦覧に供する。

令和8年10月2日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
まんのう町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 真野地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 上田井長田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 西部3地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 大出水地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 佐文1地区